

デマンド型乗合送迎サービス「チョイソコがうら」

運賃設定にかかる意見募集要項

現在長浦地区で実証運行中のデマンド型乗合送迎サービス「チョイソコがうら」について、令和6年10月からその他の地区においても新たに実証運行を開始し、市内全域での実証運行を実施するにあたり、運賃を定めるため、道路運送法9条5項の規定に基づき意見の募集を行う。

なお、募集した意見は、袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会内で組織する運賃協議分科会における参考資料とする。

1 運賃設定内容

(1) 運賃（案）

		降車	
		エリアA (昭和、根形、長浦地区)	エリアB (平岡、中川・富岡地区)
乗車	エリアA (昭和、根形、長浦地区)	300円	500円
	エリアB (平岡、中川・富岡地区)	500円	300円

※運行の概要は別紙のとおり。

※エリア間の移動時は指定の乗換場所で車両を乗り換える。

※乗り換えを要するエリア間の移動時は乗車時に300円を支払い、乗換時に200円を追加で支払う。

(2) 運行開始予定

令和6年10月

2 意見募集期間

令和6年3月1日（金）～令和6年3月29日（金）【必着】

3 意見提出方法

次のいずれかの方法で提出。

(1) 電子メールでの提出

下記の通りメールを作成し送信。

宛 先：sode01@city.sodegaura.chiba.jp

件 名：「チョイソコがうら運賃設定について」

本 文：氏名、住所、電話番号、意見を入力。

(2) 郵送での提出

下記のとおり手紙を作成し郵送。

宛 先：〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場 1-1
袖ヶ浦市役所企画政策課 宛

内 容：氏名、住所、電話番号、意見を記入。

※書式の指定はなし。

4 意見提出にあたっての注意事項等

- ① 提出された意見は、内容を検討の上、運賃を決定する際の参考とする。
- ② 意見に対する個別の回答はしない。
- ③ 電話による意見の受付は不可とする。
- ④ 提出された意見は、個人情報を除き公開される可能性がある。

5 問合せ先 袖ヶ浦市役所企画政策課 (0438-62-2327)

■実証運行地区拡大にかかる運行計画（予定）※**（１）事業名**

デマンド交通実証事業「チョイソコがうら」

（２）システム

株式会社アイシンが提供している「チョイソコ」のシステム

（３）運営主体

千葉トヨタ自動車株式会社（予定）

（４）運行事業者

房総タクシー株式会社

（５）事業期間

令和４年９月から令和９年９月末まで

なお、令和４年９月は準備期間とし、各地区の実証運行期間は以下のとおり。

- ・長浦地区 令和４年１０月から令和７年９月まで
- ・その他地区 令和６年１０月から令和９年９月まで

（６）運行区域

市内全域

なお、運行エリアを２つに分け、エリア間の移動時は指定の乗換場所において乗り換えを要する。

【エリア区分】 エリアＡ：長浦地区、昭和地区、根形地区
エリアＢ：平岡地区、中川・富岡地区

※地区は本市の自治会等の区分に準ずる。

【乗換場所】 ゆりの里（根形地区内）

【乗降場所】（停留所看板設置場所）

- ・事業所停留所 → 市内の商店、病院等
- ・公共施設停留所 → 市内に有する公共的な施設
- ・住宅地停留所 → 最寄りのごみステーションや公園

(7) 運賃

＜エリア別運賃＞

		降車	
		エリアA (昭和、根形、長浦地区)	エリアB (平岡、中川・富岡地区)
乗車	エリアA (昭和、根形、長浦地区)	300円	500円
	エリアB (平岡、中川・富岡地区)	500円	300円

※乗換を要するエリア間の移動時は乗車時に300円を支払い、乗換時に200円を追加で支払う。

(8) 会員対象

市内に在住の人

(9) 運行日及び運行時間

運行日：月曜日から土曜日まで（日曜日・祝日・年末年始は除く）

運行時間：午前9時から午後5時まで（午後5時降車完了）

(10) 予約日及び予約可能期間

運行日の午前8時30分から午後5時まで

利用日の1か月前から当日の30分前までの運行を予約可能

(11) 予約方法

電話又はインターネット

(12) 利用のルール

- ・利用者は、事前に会員登録することとし、利用の際には事前予約とする。
- ・一人で乗降できること。ただし、介助者がおり、かつ、円滑に乗降できる場合を除く。

(13) 運行車両

トヨタ ノア3台（エリアA：2台、エリアB：1台）

状況により運行台数を調整する。

【各地区のエリア分類】

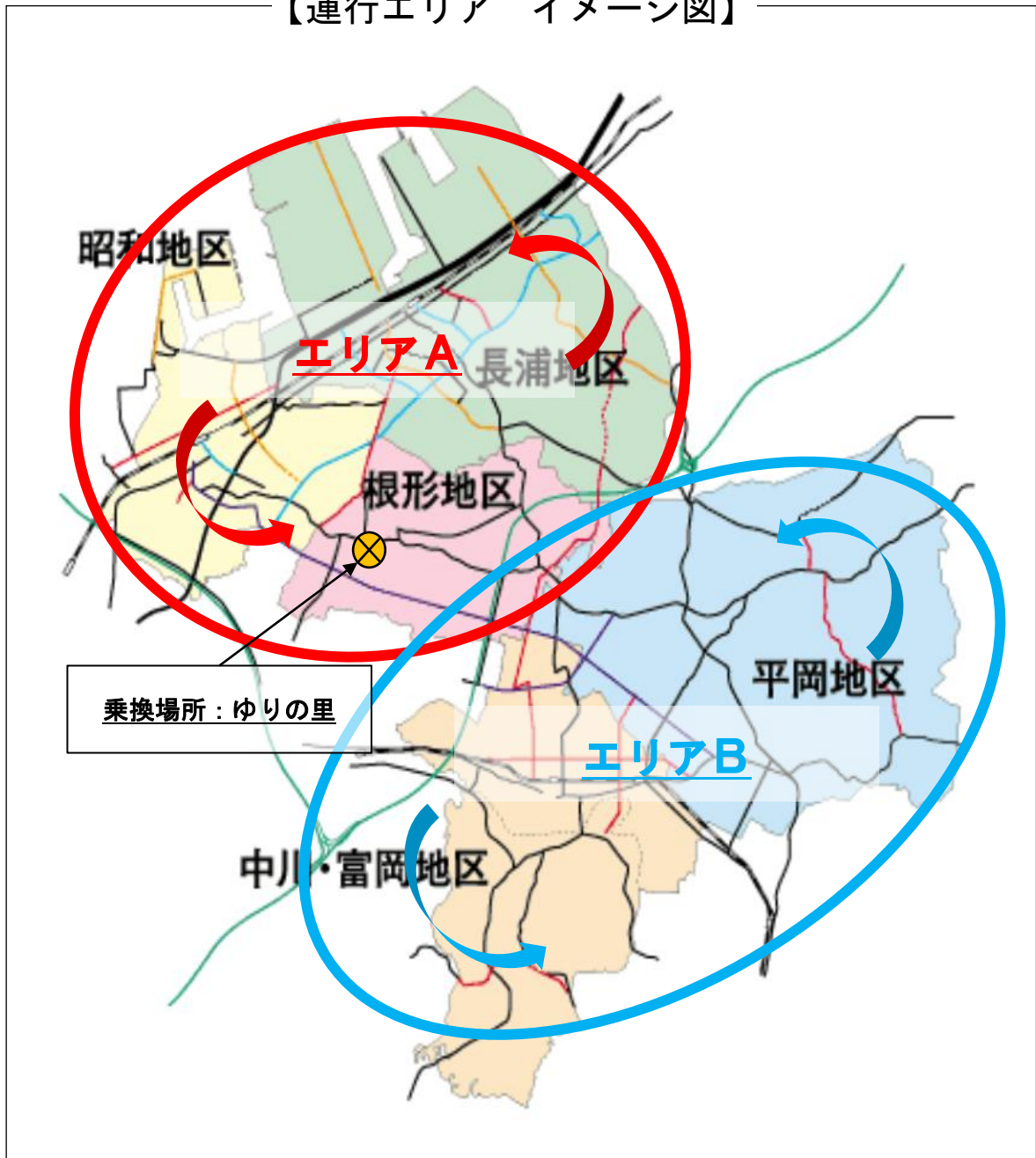
【エリア区分】 エリアA：長浦地区、昭和地区、根形地区

エリアB：平岡地区、中川・富岡地区

【乗換場所】 ゆりの里（根形地区内）

※地区は本市の自治会等の区分に準ずる。

【運行エリア イメージ図】



※本運行計画については、令和6年5月に予定する袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会において審議を行い、最終的な運行計画を決定します。